

議案第 1 号

沖縄県教育関係職員表彰規則について

沖縄県教育関係職員表彰規則を別紙のとおり定める。

平成25年9月18日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 1 号

沖縄県教育関係職員表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本県の学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げ、又は教育の振興発展に貢献した教育関係職員について、その功績を表彰するとともに、広く周知し、あわせて本県の教育関係職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 被表彰者は、沖縄県教育委員会事務局職員、県立学校教職員又は市町村立小中学校の県費負担教職員であって、顕著な功績があった者とする。

(表彰)

第3条 表彰の部門は、次のとおりとする。

- (1) 優秀教職員部門
- (2) 功労者部門
- (3) 社会貢献部門

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、表彰状に副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

(選考)

第6条 被表彰者の選考にあたっては、次条の規定により推薦された者の功績を審議するための審査会に諮るものとする。

(表彰の推薦)

第7条 所属長は、所属職員のうちで第3条各号の一に該当する者があると認めるときは、教育長に推薦するものとする。

2 市町村教育委員会は、当該市町村立小中学校に所属する県費負担教職員のうちで第3条各号の一に該当する者があると認めるときは、教育長に推薦することができる。この場合において、当該市町村を管轄する教育事務所長を経由するものとする。

(追彰)

第8条 被表彰者が表彰前に死亡したときは、死亡後であっても表彰することができる。

2 前項の規定により表彰するときは、当該被表彰者の遺族に表彰状を授与するものとする。

(表彰名簿)

第9条 教育長は、表彰を受けた者について表彰名簿に記載するものとする。

2 被表彰者が、懲戒処分を受けた場合その他不適切な行為があったと認められる場合は、教育長はその者を表彰名簿から削除することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正)

2 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）第2条第1項の」を「沖縄県教育関係職員表彰規則（平成25年沖縄県教育委員会規則第 号）第3条第1号に該当する」に改める。

規則案の概要説明

課名 総務課

1 件名

沖縄県教育関係職員表彰規則

2 制定の経緯及び必要性

県教育委員会においては、21世紀の沖縄の発展に不可欠な人材の育成に取り組んでいるところだが、県において昨年度策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の施策展開の枠組みである「将来像実現の原動力となる人づくり」をより一層推進するために、教職員の意欲及び資質能力の向上を図る必要がある。

また、今年度、文部科学大臣の行う教職員表彰制度において、50歳未満の中堅の教職員を対象とする改正があり、沖縄県教育関係職員表彰においても、若手教職員に特化した「優秀教職員部門」を新設するため、現行の規程の見直しを全面的に行う必要がある。

なお、本表彰において優秀教職員として表彰を受けた者は、「教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年教育委員会規則第4号）」により、教育職員免許状更新講習が免除となる。

3 制定案の概要

- (1) 本県の学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げ、又は教育の振興発展に貢献した教育関係職員について、その功績を表彰するとともに広く周知し、あわせて本県の教育関係職員の意欲及び資質能力の向上に資することを目的とする。（第1条関係）
- (2) 「優秀教職員部門」、「功労者部門」及び「社会貢献部門」を設置する。（第3条関係）
- (3) 遺族に対する追彰について、新たに規定する。（第8条関係）
- (4) この規則は、公布の日から施行する。（附則第1項関係）
- (5) 「教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年教育委員会規則第4号）」の関連条項について、所要の改正を行う。（附則第2項関係）

4 関係各課との調整状況

学校人事課と調整済み

5 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

○沖縄県教育関係職員表彰規則

新	旧
沖縄県教育関係職員表彰規則 沖縄県教育関係職員表彰規則を次のように定める。 (趣旨) 第1条 この規則は、本県の学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げ、その功績を表彰する 又は教育の振興発展に貢献した教育関係職員について、その意欲及び資質能力の 向上に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。 (被表彰者) 第2条 被表彰者は、沖縄県教育委員会事務局職員、県立学校教職員又は市町 村立小中学校の県費負担教職員であつて、顕著な功績があつた者とする。	沖縄県教育関係職員表彰規程 沖縄県教育関係職員表彰規程を次のように定める。 (趣旨) 第1条 この訓令は、沖縄県教育委員会の所管に属する教育関係職員（以下「職員」という。）の表彰について必要な事項を定めるものとする。
(表彰) 第3条 表彰の部門は、次のとおりとする。 (1) 優秀教職員部門 (2) 功労者部門 (3) 社会貢献部門	(表彰) 第2条 表彰は、次の各号の一に該当する職員について行う。 (1) 学校教育又は教育行政の進展に抜群の功績があつた者 (2) 職務上有益な発明、発見又は考案をした者 (3) 永年職員として勤続し、その成績が特に優秀な者 (4) 災害を未然に防止し、又は災害に關し危険をかえりみず職務を遂行した者 (5) その他職員等の模範となる行為のあつた者 (表彰を行う者) 第3条 表彰は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行う。
(表彰の方法) 第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、表彰状に副賞を添えることができる。 (表彰の時期) 第5条 表彰の時期は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。	(表彰の方法) 第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。表彰状には副賞として記念品を添えることができる。 (表彰の時期) 第5条 表彰は、毎年11月23日に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、隨時に行うことができる。

(選考)

第6条 被表彰者の選考にあたっては、次条の規定により推薦された者を審議するための審査会に諮るものとする。

(審査会)

第6条 沖縄県教育庁に職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、会長及び審査員で組織する。
- 3 会長は、教育管理統括監をもつて充てる。
- 4 審査員は、教育指導統括監、総務課長、学校人事課長、県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長及び生涯学習振興課長をもつて充てる。

第7条 削る

- 2 会長は、会員は、あらかじめ会長が指名した審査員がその職務を代理する。
- 3 会長は、審査の結果を教育長に報告する。

(表彰の推薦)

- 第7条 所属長は、所属職員のうちで第3条各号の一に該当する者があると認めるとときは、教育長に推薦するものとする。
- 2 市町村教育委員会は、当該市町村立小中学校に所属する県費負担教職員のうちで第3条各号の一に該当する者があると認めるとときは、教育長に推薦することができる。この場合において、当該市町村を管轄する教育事務所長を経由するものとする。

(追彰)

- 2 被表彰者が表彰前に死亡したときは、死亡後であっても表彰することができる。
- 2 前項の規定により表彰するときは、当該被表彰者の遺族に表彰状を授与するものとする。

(表彰名簿)

- 第9条 教育長は、表彰を受けた者について表彰名簿に記載するものとする。
- 2 被表彰者が、懲戒処分を受けた場合その他不適切な行為があつたと認められる場合は、教育長はその者を表彰名簿から削除することができる。

(補則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、この訓令の施行に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- 第10条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(表彰名簿)

- 第9条 総務課長及び学校人事課長は、表彰を受けた者について表彰名簿に記載するものとする。

(補則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正)
- 2 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第6条第2号中「沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）第2条第1項の」を「沖縄県教育関係職員表彰規則（平成25年9月沖縄県教育委員会規則第1号）第3条第1号に該当する」に改める。

附 則

この訓令は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日教育委員会訓令第2号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日教育委員会訓令第2号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年10月14日教育委員会訓令第3号）

この訓令は、平成9年10月14日から施行する。

附 則（平成10年3月31日教育委員会訓令第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教育委員会訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日教育委員会訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

新旧対照表

○教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則

新	旧
(県教育委員会が指定する表彰)	(県教育委員会が指定する表彰)

第6条 施行規則第61条の4第5号に規定する免許管理者が指定する表彰は、次に掲げるもので、免許状の有効期間の満了の日まで10年間に行われるものとする。

- (1) 文部科学大臣による表彰
- (2) 沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）第3条第1項の個人の表彰
- (3) 前2号に定めるもののほか、前2号に定めるものととして県教育委員会が認めるもの

第6条 施行規則第61条の4第5号に規定する免許管理者が指定する表彰は、次に掲げるもので、免許状の有効期間の満了の日まで10年間に行われるものとする。

- (1) 文部科学大臣による表彰
- (2) 沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）第3条第1項の個人の表彰
- (3) 前2号に定めるもののほか、前2号に定めるものととして県教育委員会が認めるもの